

Ⅵ 数値目標の設定

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする本計画の数値目標設定については、相談支援事業所等の関係機関と十分連携し、障がい者個々の状況やニーズに基づき、サービス種別やサービス量を見込みます。

また、既にサービスを利用している障がい者に加え、退所や退院により地域に移行する障がい者など、新たにサービスを受ける方々の状況を踏まえ、更には第5期障がい福祉計画の実績等も考慮した上で数値目標を設定します。

注：各年度の人数、日数等の数値は、年間実績の月平均の数値となっています。

注：令和2年度の数値は、令和2年3月～9月までの平均数値となっています。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

在宅の障がい者のグループホーム入居や65歳到達による介護保険サービスへの移行等により、新規の利用開始とサービス提供の終了が同数程度で推移しており、ここ数年、利用者数については横ばい状態が続いています。今後も難病患者の利用も含め、同程度で推移するものと見込まれます。

◆居宅介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	27	32	36	35	35	43	39	31	29	26	24	25	26	26	26
時間	455	388	420	401	444	494	448	356	371	352	311	291	343	343	343

(2) 同行援護

視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等外出支援を行うサービスで、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆同行援護利用者数の実績と見込量

										見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	2	4	4	4	4	4	5	7	6	6	6	6
時間	12	30	32	34	36	35	36	40	33	40	40	40

(3) 行動援護

一人では行動のできない知的障がい者や精神障がい者を対象としたサービスで市外のグループホーム入居者の利用が多く、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆行動援護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	4	5	5	5	5	5	5	6	4	3	3	2	3	3	3
時間	87	43	60	35	38	43	45	65	69	46	41	25	50	50	50

(4) 重度訪問介護

本市では、現在重度訪問介護の利用実績はありませんが、今後、在宅での生活環境の整備が進められることにより、障がい者やその家族の在宅生活継続のニーズに応じて対応していきます。

(5) 重度障がい者等包括支援

本市では、現在重度障がい者等包括支援の利用実績はありませんが、今後、在宅での生活環境の整備が進められることにより、障がい者やその家族の在宅生活継続のニーズに応じて対応していきます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

第5期計画期間においては、緩やかな減少傾向に転じていましたが、継続的な在宅からの通所者や養護学校卒業者等で生活介護の利用が必要となる方などの新規利用者の増が見込まれることから、利用人数及び日数ともに増加が見込まれます。

◆生活介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	37	76	99	114	120	124	128	124	122	120	118	119	120	124	126
日数	655	1,574	2,080	2,275	2,397	2,456	2,579	2,489	2,449	2,428	2,394	2,426	2,426	2,480	2,520

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体機能の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションと併せ生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。平成23年度1名の利用を最後に利用実績はありません。

(3) 自立訓練（生活訓練）

生活能力の維持・向上を図るため必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。地域移行や在宅生活の継続のための利用により、利用日数の増加が見込まれます。

◆自立訓練（生活訓練）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	7	6	4	4	9	20	18	19	15	13	15	12	14	14	14
日数	140	109	92	67	127	299	262	272	201	188	220	149	203	213	223

（４）宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力の維持・向上のための訓練その他必要な支援を行うサービスです。支給決定期間に制限がありますが、事務的に終了させることなく認定審査会等に諮り、障がい者個々の状況を踏まえた上で支給決定期間の更新をしており、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆宿泊型自立訓練利用者数の実績と見込量

										見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
利用人数	1	2	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3

（５）就労移行支援

就労を希望する障がい者に一定期間、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援等を行います。

養護学校等を卒業する障がい者に対しては、就労移行支援事業所のアセスメント及び相談支援事業所のモニタリングを進めながら、卒業後にスムーズにサービス提供ができるよう努めています。利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

◆就労移行支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	5	10	9	7	6	9	16	14	10	9	9	7	9	9	9
日数	110	200	200	145	119	143	270	251	183	160	153	129	165	165	165

（６）就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

				見込量		
年度	H30	R1	2	3	4	5
利用人数	1	3	3	3	3	3

(7) 就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。利用実績から利用人数は同程度の利用が、利用日数は増加が見込まれます。

◆就労継続支援（A型）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	3	2	2	3	8	11	14	32	33	36	34	33	34	34	35
日数	64	46	46	50	160	209	275	586	556	518	624	615	624	655	687

(8) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上を図るために必要な訓練等を行うサービスです。滝川市内や近隣市町に新規の事業所が開設され、様々な種類の訓練を行う事業所が増えたこともあり、利用の増加傾向は継続しています。今後も、精神障がい者、発達障がい者等の一般就労の前段として、サービス利用希望者は増加が見込まれます。

◆就労継続支援（B型）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	44	67	82	118	124	130	137	143	158	165	174	185	174	182	191
日数	689	1,253	1,560	2,058	2,197	2,284	2,368	2,488	2,658	2,796	3,003	3,209	3,003	3,153	3,310

(9) 療養介護

重症心身障がい者施設入所者の日中活動に大きな増減はなく、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆療養介護利用者数の実績と見込量

										見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
利用人数	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	11	11

(10) 短期入所

滝川通園事業所たんぽぽの家や短期入所事業所えーるの利用が増加傾向であり、今後も在宅障がい者の介護者のレスパイト利用等の増加が見込まれます。

◆短期入所利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	6	7	7	6	6	9	7	5	10	11	13	7	13	14	15
日数	28	58	90	65	47	80	60	50	91	86	97	56	99	103	108

見込量内訳						
短期入所（福祉型）				短期入所（医療型）		
年度	R3	4	5	R3	4	5
人数	12	13	14	1	1	1
日数	94	98	103	5	5	5

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

滝川市内のグループホームの定員は、現在96人となっていますが、今後も施設整備の進展が見込まれており、また、養護学校卒業者や在宅の障がい者で親の高齢化により同居が困難になるケースの増加傾向が見込まれることから、今後も入居者の増加が見込まれます。

◆グループホーム入居者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	43	53	68	67	74	82	86	97	102	104	108	114	117	120	123

(2) 施設入所支援

国の指針によれば令和5年度末までに6%である4人の減を目指すこととなりますが、現在の入所者は高齢で重度の方も多く、入所待機をしている新規入所者もいることから、結果として利用は横ばいと見込まれます。

◆施設入所者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	99	93	79	78	77	77	81	77	74	72	71	71	72	72	72

(3) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホームから賃貸住宅等一人暮らしを希望する障がい者を対象に、一定の期間訪問するなどして、指導・助言のほか医療機関等の関係機関との連絡調整など支援を行うサービスで、利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

年度	H30	R1	2	見込量		
				3	4	5
利用人数	1	1	1	1	1	1

4. 計画相談支援・地域相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたって、サービス利用者全員がサービス等利用計画を作成するため、滝川市内の相談支援事業所はもちろん、全道各地の相談支援事業所と連携して取り進めています。滝川市においてはセルフプラン（指定特定相談支援事業者等以外の者が作成したサービス等利用計画）の方が数人いますが、今後も障がい者個々に合った適切なサービスを支給できるよう取り進めます。

◆計画相談支援利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
人数	11	31	49	56	57	47	60	68	94	68	71	74

(2) 地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院のほか、救護施設等の保護施設や矯正施設に入所入院している障がい者を対象に地域移行を図り、自立した日常生活を送られるよう支援を行うものです。相談支援事業所のほか病院、関係機関等と十分連携し取り組みます。

◆地域移行支援利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
人数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

イ 地域定着支援

主に地域移行された精神障がい者が安定した地域生活を送れるよう地域定着に向けて支援を行うものです。相談支援事業所のほか関係機関等と連携を図り取り組みます。

◆地域定着支援利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
人数	0	1	1	0	0	0	1	1	2	1	1	1

5. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行っています。関係機関の連携による早期の発見や対応により、今後の利用の増加が見込まれます。

◆児童発達支援利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
人数	67	61	64	68	61	65	66	60	66	64	64	64
日数	165	145	162	175	156	181	151	110	126	147	147	147

(2) 医療型児童発達支援

滝川市内には事業所はなく、平成25年度以降利用はありません。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して提供されるもので、滝川市内には事業所はありません。

(4) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。児童発達支援の利用の増に合わせて、放課後等デイサービスに移行する継続的な支援が必要な利用者の増加が見込まれます。

◆放課後等デイサービス利用者数の実績と見込量

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	見込量		
										3	4	5
人数	29	38	41	42	64	50	54	67	65	67	70	73
日数	128	190	221	208	422	513	531	666	680	666	699	734

（５）保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行うもので、利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

◆保育所等訪問支援利用者数の実績と見込量					見込量		
年度	H29	30	R1	2	3	4	5
利用人数	0	1	1	0	1	1	1
日数	0	1	1	0	1	1	1

（６）障がい児相談支援

障がい児の保護者や特別支援学級、養護学校等と十分連携を図り、障がい児個々の適切な支援利用計画を作成するもので、利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

◆障がい児相談支援利用者数の実績と見込量										見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
人数	11	22	27	27	26	33	33	36	34	33	34	35

6. 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために滝川市が主体となって取り組む事業です。

<必須事業>

◇理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業で、研修会やイベント等を開催する中で取り組みます。

また、当該事業の推進にあたっては、精神疾患の一次予防も含めて検討します。

◇自発的活動支援事業

障がい者が日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業で、災害対策活動、孤立防止活動、ボランティア活動等、障がい者団体や地域住民等と連携を図りながら取り組みます。

◇相談支援事業

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、その保護者または介護を行う方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がい福祉サービスの利用支援のほか、虐待の防止またはその早期発見のための関係機関との連絡調整、また、障がい者の権利擁護のために必要な援助、相談支援を行います。

あわせて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職員を配置し、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業ならびに身体・知的・精神障がい者の相談業務を総合的に行う相談支援を推し進める基幹相談支援センターの強化を図ります。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる知的障がい者または精神障がい者に対し、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用及び後見人の報酬を助成します。

◇成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。

◇意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話奉仕員（通訳者）の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、要約筆記者の派遣については、ニーズに応じて検討していきます。

◇日常生活用具給付等事業

障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

◇手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、研修事業を開催する中で手話奉仕員の養成を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行います。

<任意事業>

◇訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保、提供し、家族の就労支援や一時的な休息を支援します。

◇その他 社会参加支援事業

■声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体等の広報紙や地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。